

申請の種別		技術的審査を受けたもの	技術的審査を受けていないもの（直接申請）		
			誘導仕様基準（住宅） モデル建物法以外	標準計算（住宅） モデル建物法以外	誘導仕様・標準計算 併用法
① 一戸建ての住宅	～200㎡未満	5,100	18,000	36,000	27,000
	200㎡以上	5,100	20,000	40,000	30,000
② 共同住宅等	300㎡未満	10,000	34,000	73,000	54,000
	300㎡～2000㎡未満	21,000	60,000	122,000	91,000
	2000㎡～5000㎡未満	47,000	109,000	208,000	158,000
	5000㎡以上	85,000	165,000	298,000	231,000
③ 非住宅建築物	～300㎡未満	10,000	92,000	241,000	
	300～1000㎡未満	17,000	117,000	303,000	
	1000～2000㎡未満	28,000	155,000	391,000	
	2000～5000㎡未満	85,000	251,000	558,000	
	5000～10000㎡未満	135,000	327,000	687,000	
	10000～25000㎡未満	170,000	394,000	812,000	
	25000㎡以上	213,000	462,000	927,000	
④ 複合建築物の住宅部分	300㎡未満	10,000	34,000	73,000	54,000
	300㎡～2000㎡未満	21,000	60,000	122,000	91,000
	2000㎡～5000㎡未満	47,000	109,000	208,000	158,000
	5000㎡以上	85,000	165,000	298,000	231,000
⑤ 複合建築物の非住宅部分	～300㎡未満	10,000	92,000	241,000	
	300～1000㎡未満	17,000	117,000	303,000	
	1000～2000㎡未満	28,000	155,000	391,000	
	2000～5000㎡未満	85,000	251,000	558,000	
	5000～10000㎡未満	135,000	327,000	687,000	
	10000～25000㎡未満	170,000	394,000	812,000	
	25000㎡以上	213,000	462,000	927,000	

- ※ 変更認定申請手数料は、当該各部分の区分に応じた額を1／2した額とする。（100円未満の端数は切り捨て）
- ※ 複合建築物全体の認定申請手数料は、住宅部分と非住宅部分の額を合算した額とする。
- ※ 確認申請の併願をする場合、上記金額に確認申請審査手数料が別途加算される。
- 建築設備に係る審査が含まれる場合には、建築設備及び工作物審査手数料が別途加算される。

低炭素建築物新築等計画の申請手数料算定について

都市の低炭素化の促進に関する法律５３条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定申請を提出するにあたり、申請区分、対象床面積及び申請手数料算定は、下記の通りで相違ありません。

市川市長

令和 年 月 日
申請者又はその代理者

(氏名) _____

- | | | |
|---|---|---|
| 1 : 技術的審査（適合証）の有無について | 有 | 無 |
| 2 : 容積率緩和の特例（法第60条） | 有 | 無 |
| 3 : 確認の特例（法第54条第2項） | 有 | 無 |
| 4 : 手数料一覧表を確認し、下記の表に記入して、申請の提出時に一緒にご提出ください。 | | |

区分	申請区分（□①/□②/□③/□④/□⑤）	規模	金額
住宅	一戸建て ： 延面積	m ²	円
	共同住宅等 ： 延面積	m ²	円
非住宅	建築物全体 ： 延面積	m ²	円
複合 建築物	住宅部分 ： 延面積	m ²	円
	非住宅部分 ： 延面積	m ²	円
合計			円